

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

告 示

○形質変更時要届出区域の指定

○漁業災害補償法に基づく同意の届出の審査結果（特定第二号漁業者）

○海岸保全区域の変更

○漁港管理者の長が管理する海岸保全区域の指定

○土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定

○土砂災害警戒区域の指定

○土地改良区の定款変更の認可

公 告

○開発行為に関する工事の完了（二件）

取用委員会

○志津川都市計画画南三陸町震災復興記念公園事件審理の開催

○石巻広域都市計画画南浜津波復興記念公園2号事件審理の開催

○石巻広域都市計画画南浜津波復興記念公園3号事件審理の開催

告 示

○宮城県告示第百十四号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、形質変更時要届出区域として、次のとおり指定する。

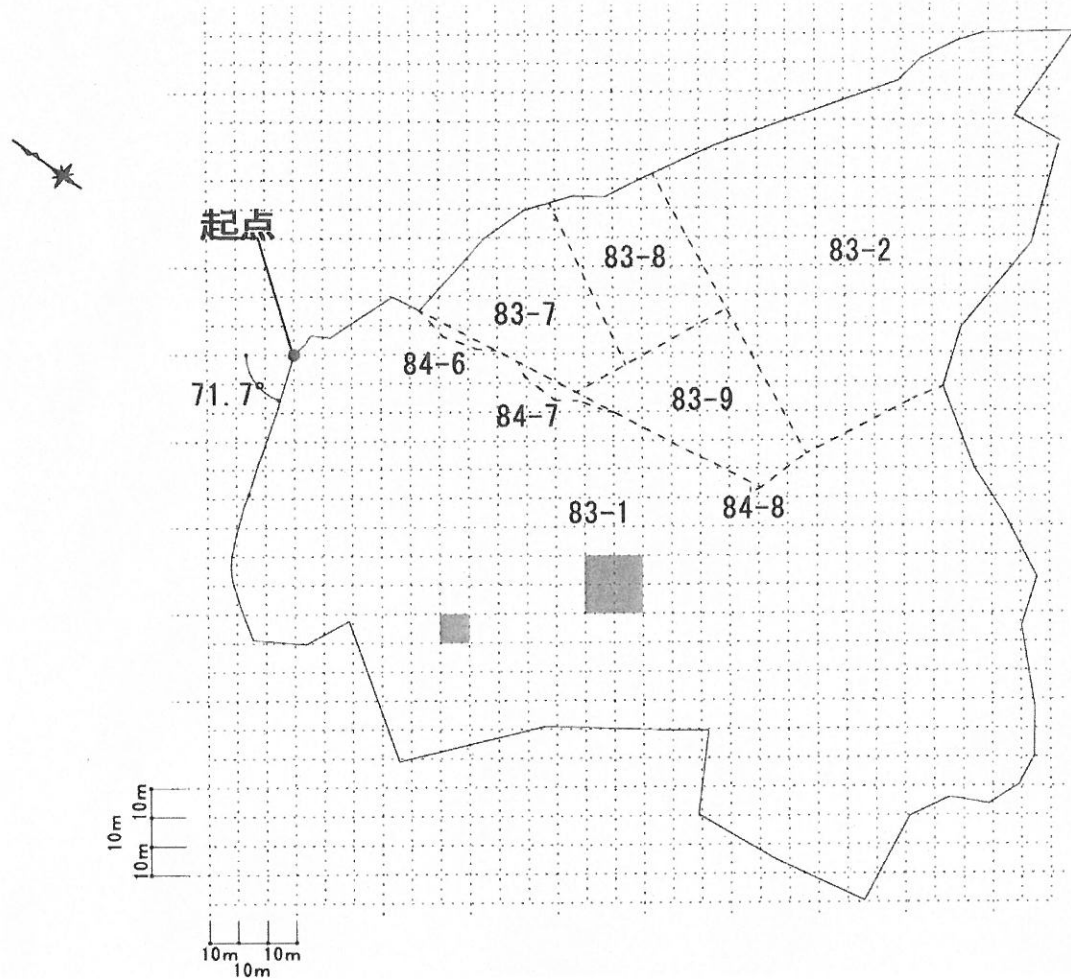
平成三十一年二月十九日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

ページ

一 形質変更時要届出区域

巨理郡山元町浅生原字下宮前八十三番一の一部とし、次の図のとおりとする。



< 起点 >

起点は対象地の北端とする。

< 格子の回転角度 > 71.7°

格子の回転角度は、起点を通る敷地境界線及びそれと直角に引いた線と並行して 10m間隔で引いた線により形成される格子を起点として右回りに回転した角度を示す。

< 区域指定の面積 >

形質変更時要届出区域の面積：500 m²

凡例

■ : 形質変更時要届出区域

— : 敷地境界線

--- : 筆の境界線